

4 西ま都第253号
令和4年7月7日

西東京市農業委員会
会長 村田 秀夫 殿

西東京市長 池 澤 隆 史

生産緑地の取得のあっせんについて（依頼）

令和4年6月9日付けで買取申出のあった下記の生産緑地について、標記のとおり生産緑地法第13条の規定により、農林漁業に従事することを希望する者に取得のあっせんを行うことになっております。つきましては、同法第17条の2の規定に基づき貴委員会においてあっせんをしていただきたくお願い申し上げます。

なお、申出の日から起算して三ヶ月以内に当該生産緑地の所有権移転（相続その他の一般承継による移転を除く。）が行われなかったときは、同法第7条から第9条までの規定は適用されないこととなりますので、ご回答は令和4年9月2日までにお願い申し上げます。

記

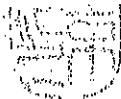
1 買取申出地

地番	地目	あっせん面積
	畑	

2 添付図面

案内図 地価公示価格表

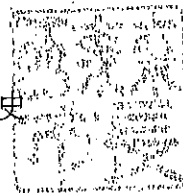




4 西 京 都 第 259 号
 令 和 4 年 7 月 12 日

西 京 市 農 業 委 員 会
 会 長 村 田 秀 夫 殿

西 京 市 長 池 澤 隆 史



生 産 緑 地 の 取 得 の あ っ せ ん に つ い て (依 頼)

令 和 4 年 6 月 22 日 付 け で 買 取 申 出 の あ っ た 下 記 の 生 産 緑 地 に つ い て、 標 記 の と お り 生 産 緑 地 法 第 13 条 の 規 定 に よ り、 農 林 漁 業 に 従 事 す る こ と を 希 望 す る 者 に 取 得 の あ っ せ ん を 行 う こ と に な っ て お り ま す。 つ き ま し て は、 同 法 第 17 条 の 2 の 規 定 に 基 づ き 貴 委 員 会 に お い て あ っ せ ん を し て い た だ き た く お 願 い 申 し 上 げ ま す。

な お、 申 出 の 日 か ら 起 算 し て 三 ヶ 月 以 内 に 当 該 生 産 緑 地 の 所 有 権 移 転 (相 続 そ の 他 の 一 般 承 継 に よ る 移 転 を 除 く。) が 行 わ れ な か っ た と き は、 同 法 第 7 条 か ら 第 9 条 ま で の 規 定 は 適 用 さ れ な い こ と に な り ま す の で、 ご 回 答 は 令 和 4 年 9 月 16 日 ま で に お 願 い 申 し 上 げ ま す。

記

1 買 取 申 出 地

地 番	地 目	あ っ せ ん 面 積
[REDACTED]	畑	[REDACTED]
[REDACTED]	畑	[REDACTED]

2 添 付 図 面

案 内 図 地 価 公 示 価 格 表

